

2020年（令和2年）3月26日

札幌刑務所長

中村 吉一 殿

札幌弁護士会

会 長 樋川 恒一



同人権擁護委員会

委員長 小笠原 至



## 勧告書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり勧告します。

### 第1 勧告の趣旨

札幌刑務所長は、申立人が自弁で購入したコミック単行本「誘い乳」（以下「本件書籍」という。）について、2019年（平成31年）3月7日付けで閲覧禁止措置を執ったが、右措置は申立人の書籍閲読の自由を侵害するものであるから、本件書籍の閲読を許可するよう勧告する。

### 第2 勧告の理由

別紙調査報告書のとおり。

## 調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

### 記

事件名 成人向けコミックの閲覧禁止措置に関する人権救済申立事件  
事件番号 2018-35号  
受付日 2019年（令和元年）6月20日  
申立人 XXXXXXXXXX  
相手方 札幌刑務所

### 第1 申立の趣旨及び理由

#### 1 申立の趣旨

申立人が自弁で購入した本件書籍が閲覧禁止書籍に該当するとして領置されたことは人権侵害であり、本件書籍を閲読させるよう求める。

#### 2 申立の理由

申立人は、現在、札幌刑務所において収容中である。

2019年（平成31年）3月7日、申立人が自弁した書籍であり、株式会社エンジェル出版から刊行された成人向け単行本コミックス「誘い乳」（「本件書籍」）が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という）第70条第1項2号が規定する閲覧禁止書籍に該当するとして閲覧禁止措置（以下、「本件禁止措置」という）がなされ、本件書籍は領置された。

申立人は、本件禁止措置に対して審査申請を行ったが、札幌矯正管区長は本件禁止措置に違法または不当な点はないと判断した。

しかし、本件禁止措置は申立人の閲読の自由を不当に制約するものであるから、人権侵害である。

### 第2 申立内容、札幌刑務所からの照会に対する回答及び当委員会が収集し

た資料によって認定できる事実

## 1 本件禁止措置

2019年（平成31年）3月7日、札幌刑務所は、申立人が購入した本件書籍について、本件禁止措置を執り、同月12日、申立人に対しその旨を告知した。

本件禁止措置の理由は次のとおりである。

「本件書籍の内容が、ほぼ全編にわたり、無修正に限りなく近い薄いモザイクを使用し、男女の性交中の陰部を露骨に描いた漫画を掲載しているものであり、受刑者に対し、このようなわいせつな内容の書籍を閲覧させることにより、いたずらに歪んだ性衝動や女性の人権を無視した歪んだ性的認識を生じさせるおそれは非常に高く、社会規範や道德観の醸成に悪影響を及ぼし、一般社会の常識とかい離した性的認識や行動を引き起こすおそれが非常に高いなど、改善更生や円滑な社会復帰の妨げになるおそれが顕著に認められ、また、犯罪の責任を自覚させ、健全な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるべき受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障が生ずるおそれがあると判断し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第70条第1項第2号の規定に基づき、本件書籍の閲覧を禁止する措置（中略）を執ることを決定し」た（括弧内は札幌刑務所からの回答の引用）。

## 2 審査の申請

2019年（平成31年）4月1日、申立人は、札幌矯正管区長に対し、本件禁止措置の取消を求めて審査の申請をしたところ、同管区長は、本件書籍の閲覧を許可することにより、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると認めるのが相当であるから、札幌刑務所が法第70条第1項第2号の規定に基づき本件禁止措置を執ったことに違法又は不当な点は認められないとして、当該審査の申請を棄却すると裁決した。

- 3 申立人の受刑罪名について  
常習特殊窃盗である。
- 4 申立人についての特別改善指導の有無  
特別改善指導は実施されていない。

5 本件書籍の内容について

本件書籍は、いわゆる成人向けコミックであり、一話あたり約20頁のエピソードが9話収録されているオムニバス形式となっており、それぞれのエピソードについては、男女間の性交渉の描写が大半を占めている。

### 第3 当委員会の判断

1 現行法の規定について

- (1) 書籍の閲読に関する旧監獄法の条文と刑事収容施設法の条文は、それぞれ、別紙（書籍の閲読に関する新旧条文について）記載のとおりである。
- (2) 旧監獄法は、官本と私本（自弁のもの）についてともに規定する条文であり、同法31条1項の「許ス」との文言は、許さなければならぬということではなく、刑事施設の長の裁量により、許すという趣旨であるとされていた。

これは、この規定が「教誨及ヒ教育」の章（第6章）中に規定されたものであり、第一義的には、文書図画の閲読が被収容者に対する教化に有益であることにその意義をもつ規定であった（文書図画の閲読は、教誨・教育の手段及び被収容者が知識を広め、感情・意思を自ら修める方法として、重要な意義があると位置付けられてい

た) からとされている。

- (3) これに対して、刑事収容施設法第69条以下は、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれなどがある場合のほかは、自弁の書籍等の閲覧を禁止・制限してはならないものとして、これを被収容者の権利として保障したものと理解されている。

これは、書籍等の閲覧が憲法上の思想の自由や表現の自由（これらの自由に関連する「知る自由」）に関わるものであるから、合理的な制限の理由がない限り、これを保障することとしたものである。

最大判昭和58年6月22日においても、「意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法19条の規定や、表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところであり、また、すべて国民は個人として尊重される旨を定めた憲法13条の規定の趣旨に沿うゆえんでもあると考えられる。」との判示がなされている。

- (4) すなわち、現行法は、旧監獄法との比較においても、自弁の書籍等の閲覧の権利性を明確に認めたものといえることができる。

## 2 書籍閲読の禁止・制限ができる場合について

- (1) 申立人は既決の被収容者であるから、書籍の閲読の禁止・制限ができる場合を定めた法70条1項の1乃至3号のうち、3号には当てはまらない。

したがって、本件では1号または2号に該当するかが問題となるところ、札幌刑務所は、閲覧禁止措置の法的根拠が法70条1項2号であると回答している。

- (2) ここで、法70条1項1号2号により自弁の書籍等の閲覧を禁止することができるのは、刑事施設の長において単に抽象的な懸念を抱いているという程度では足りず、個々のケースにおける具体的事情の下で、合理的な根拠をもって、これらの「おそれがある」と認められる場合でなければならない。

また、その禁止は、刑事施設の規律秩序の維持、処遇のための適切な環境維持などのために必要な限度を超えてはならない（法73条2項）。

- (3) 以上からすると、法70条1項2号を根拠として書籍の閲覧を禁止できるのは、当該書籍の記載内容、当該被収容者の受刑する理由となった犯罪行為及びその犯罪行為を踏まえて実施されている改善指導の内容、当該被収容者の性向等の具体的な事情に照らして、当該被収容者に当該書籍を閲読させることが当該被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰をさせる上で看過できないほどの支障が生ずる相当の蓋然性があることを要するというべきである。

### 3 本件へのあてはめ

以上を本件について検討する。

札幌刑務所は、本件禁止措置の理由として「受刑者に対し、このようないせつな内容の書籍を閲覧させることにより、いたずらに歪んだ性衝動や女性の人権を無視した歪んだ性的認識を生じさせるおそれは非常に高く、社会規範や道徳観の醸成に悪影響を及ぼし、一般社会の常識とかい離した性的認識や行動を引き起こすおそれが非常に高いなど、改善更生や円滑な社会復帰の妨げになるおそれが顕著に認められ、また、犯罪の責任を自覚させ、健全な心身を培わせ、社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるべき受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障が生ずるおそれがある」との理由を挙げている。

しかしながら、申立人の受刑理由となった罪名は常習特殊窃盗であって、少なくとも性犯罪の要素は全く含まれていない。

また、性犯罪による受刑者に性犯罪の原因となり得る認知の偏りや自己統制力の不足がある場合には、特別改善指導の制度が設けられているところ（刑事収容施設法103条2項、同施行規則64条2号）、申立人はかかる特別改善指導の対象ともされていない。

以上に加えて当会からの照会に対する札幌刑務所からの回答内容をも、申立人にことさらに性犯罪に親和的な性向は認められない。

以上からすると、申立人に本件書籍を閲覧させることによって、札幌刑務所がいうような「歪んだ性衝動や女性の人権を無視した歪んだ性的認識を生じさせるおそれ」あるいは「一般社会の常識とかい離した性的認識や行動を引き起こすおそれ」があるといえる事情は見出すことができない。

したがって、申立人に本件書籍を閲読させることによって申立人の改善更生及び円滑な社会復帰をさせる上で看過できないほどの支障が生ずる相当の蓋然性があるとまでは認められないので、本件書籍の閲読を法70条1項2号によって制限・禁止することは許されないというべきである。

以上に述べたとおりであるから、本件禁止措置は、申立人の閲読の自由を侵害するものであって、勧告の趣旨記載の勧告を行うべきである。

以上

別紙 （書籍の閲読に関する新旧条文について）

## 旧監獄法

第三十一条 被収容者文書、図画ノ閲読ヲ請フトキハ之ヲ許ス

2 文書、図画ノ閲読ニ関スル制限ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

## 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第六十九条 被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節及び第十二節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第七十条 刑事施設の長は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

- 一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 二 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。
- 三 被収容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、被収容者にその費用を負担させることができる。この場合において、被収容者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を禁止する。